

令和8年度 明石市債権徴収計画

1 はじめに

明石市では、「明石市債権の管理に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、市の債権管理の取組を全庁一体となって進めているところです。

この度、条例の規定に基づき、令和8年度の「明石市債権徴収計画」(以下「計画」という。)を策定しましたので公表致します。

本計画は、明石市が保有する債権を適切に管理し、計画的に徴収するため、市としての基本方針と具体的な取り組みを定めるとともに、債権の種類ごとの徴収計画も踏まえ、全体としての徴収率の目標を設定するものです。

計画に基づいた具体的な取り組みを着実に行う事で、市財政の健全化と、市民の信頼にこたえる公平・公正な行政を推進していきます。

2 目標徴収率

令和8年度の目標徴収率は下表のとおりとします。

区分	目標徴収率	備考
現年度分	98.2%	今年度発生する債権のことで、現年度分の徴収率を上げることにより、翌年度以降への滞納繰越分を縮減することが出来ます。
滞納繰越分	23.6%	前年度以前に発生した債権のことで、この中には債務者の行方不明や破産、企業の倒産などの債権が含まれます。

3 基本方針

滞納債権の回収を徹底するという事は、市民負担の公正性を担保することであり、これは、市民の負担を伴う行政サービスを実施する上での大前提となります。

<基本方針1>

滞納債権について、納付(納入)の手続きから督促、催告、法的回収手続までの手順をルール化し、適正に運用します。

<基本方針2>

公債権、私債権を問わず発生した滞納債権については、状況に応じて迅速に法的手続に移行することにより、滞納の解消により一層努めていきます。

4 具体的な取り組み

令和8年度は、以下の具体的な取り組みを推進し、目標徴収率の達成を目指します。

(1) 現年分の徴収率向上に向けた取り組み

現年分の徴収率向上を最重要課題とし、収納確保と事務効率化を両立する以下の施策を推進します。

イ 督促・催告の迅速かつ効果的な実施

早期の自主納付を促すため、催告書の様式(色彩・文言)を工夫するとともに、発送頻度の見直し、きめ細やかな納付勧奨を実施します。また、自主納付が見込めない滞納者を早期に絞り込み、財産調査・差し押え手続きへ速やかに移行することで、翌年度への滞納繰越を抑制します。

ロ 納税者の利便性向上

データやデジタル技術を活用し、コンビニ ATM を利用した口座振替登録手続きを導入します。また、地方税統一 QR コード(eL-QR)の利用により、「地方税お支払サイト」でのクレジット納付や、納付可能な金融機関やスマホ決済の対応アプリの拡大による利便性の向上について周知を図り、早期収納に向けた収納機会の拡大と、事務処理の効率化を図ります。

ハ 滞納者との接点増加

夜間・休日納付相談窓口を定期的開設し、滞納者との接点の機会を設け、納付への働きかけを強化します。

二 実効的な滞納整理の強化

納税の公平性確保および徴収率向上を目的として、財産調査・差し押えを継続的に強化します。財産調査については預貯金照会システムを活用し、預貯金・生命保険を重点対象として差し押えを実施します。また調査期間の短縮による業務の効率化を図ることで、早期の滞納処分を迅速に行います。

これらの施策を総合的に推進することにより、現年分の徴収率の最大化を図ります。

(2) 滞納繰越分の回収強化に向けた取り組み

イ 専門知識の活用と法的措置の推進

弁護士職員の専門知識を最大限に活用し、長期滞留事案を詳細に検討します。個別の状況に応じた最適な法的回収手続き(明渡し等請求訴訟、支払督促、相続財産清算人選任の申立て、不動産競売の申立てなど)を通じて、滞納債権の回収を積極的に進めます。

ロ きめ細やかな滞納対策(専任職員の配置)

不納欠損の対象となる可能性のある滞納者には、正規職員を専任で割り当て、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を実施します。これにより、画一的な対応ではない、実効性の高い回収策を講じます。

ハ 銀行預金以外の資産へのアプローチ強化

銀行預金以外の各種債権(年金、給与、生命保険など)に対する差し押えを検討・推進します。また、差押予告の事前送付により、滞納者の納付意識の向上と自主的な納付を促します。

ニ 適正な徴収管理と滞納整理(執行停止の検討)

滞納者の所得状況を詳細に確認し、実情に応じて執行停止を行うことを検討します。これにより、回収困難事案の適正な整理と徴収業務の効率化を図るとともに、滞納者の生活状況にも配慮した柔軟な対応を可能にします。

ホ 債権放棄

徹底した調査の結果、財産がないと判断される場合や、相続人が不存在の場合など、債権の回収は不可能であることが明らかで、管理を継続する合理的な理由がない事案については、適正な債権管理を図るため、債権放棄を行います。